

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五五）
- 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令等の一部を改正する省令（経済産業九〇）
- 〔告 示〕
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第二十一条第二項の規定に基づき、主務大臣が定める保険金額を定める件
（内閣府・総務・文科科学一）
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（国家公安委四五）
- 超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（総務三五七）
- 除籍が滅失した件（法務四八三）

- 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の数地等を指定する件（外務三四六〇）
- 社会通信教育を認定した件（文部科学一二四）
- 健康保険組合の名称を変更した件（厚生労働三三四）
- 健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同三三五）
- 健康保険組合の所在地を変更した件（同三三六）
- カナダ産とうがらしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（農林水産一七二二）
- 保安林の指定施設要件を変更する件（同一七一一三、一七二七）
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通一〇四七）
- 福島県双葉郡富岡町の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境八三）
- 汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（同八四）
- 都市計画に関する件（東北地方整備局一九三）
- 〔人事異動〕
- 内閣 国家公安委員会 警察庁 新潟県 三重県

三 四 五 六 七 八

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）

国家試験

平成二十八年年度技術士第一次試験の試験会場（文部科学省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、国営浪岡川土地改良事業計画関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

三 九 八 八

省 令

○ 農林水産省令第五十五号
植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年九月八日

農林水産大臣 山本 有二

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
別表二の十二の項植物の欄中「及び第四十七」を「第四十七及び第六十二」に改め、同表の付表に次のように加える。
六十二 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されようがらしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○ 経済産業省令第九十号
特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七條第五項ただし書の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年九月八日
経済産業大臣 世耕 弘成

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令等の一部を改正する省令
（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正）

第一条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「の納付」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特許法第八條第一項に規定する在外者（以下「在外納付者」という。）が特許料の納付をする場合には、同法第七條第五項ただし書の規定する経済産業省令で定める場合は、在外納付者が同条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料の納付をする場合とする。